

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 藤岡 由裕

次のとおり一般競争入札（売払）を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加してください。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名：バッテリー層
- (2) 規格等：仕様書のとおり
- (3) 引取場所：陸上自衛隊豊川駐屯地
- (4) 引取期限：代金納付の日から5日以内（ただし、令和6年5月31日（金）までに搬出すること。）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」C等級以上の資格を有し、かつ競争参加地域「東海・北陸」が有効である者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと（協力者を含む。）
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当すると省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (12) その他入札心得に示す「事務次官指示事項」の条件を満たすもの。

3 契約条項等を示す場所

入札資料等は、下記に示す期間、第308会計隊、契約班窓口において配布する。

令和6年4月8日(月)～令和6年4月24日(水) (土・日・祝日を除く0900～1600)

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
 - 不用物品売却契約条項
- (2) 特約条項
 - ア 談合等の不正防止に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項

5 現場説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 現場説明会：実施しない
- (2) 入札
 - ア 場 所：陸上自衛隊豊川駐屯地第308会計隊入札室
 - イ 日 時：令和6年4月25日(木) 13時10分

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 違約金：落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5相当、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘らず入札書には、見積もった金額の110分の100の金額（税抜価格）を記載してください。

8 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業務名、入札金額、入札者の氏名等が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (5) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (6) 入札書の内容を訂正したもので、その訂正について押印していない入札
- (7) 入札書の親金額の訂正は認めない。
- (8) 第13項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

9 落札の決定方式

総品目総額決定（消費税抜）

総額が予定価格以上の価格で最高の価格をもって申し込みをしたものを落札者とします。

なお、落札となるべき同課の入札をしたものが2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

10 売払代金の納付期限

令和6年5月31日(金) ※ 物品の引渡しの時までに納付しなければならない。

11 所有権移転の時期

当該物品の引渡しが完了したとき。

12 物品の引渡し完了の時期

代金納付の日から5日以内(ただし、令和6年5月31日(木)までに搬出すること。)

13 その他

- (1) 郵便による入札については、令和6年4月24日(水)15時00分必着分を有効とします。
 なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。
 また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとします。
- (4) 入札に参加する者は、令和6年4月24日(水)12時00分までに資格審査結果通知書の写しを提出してください。(FAX可)。
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
- (7) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。
 なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。
 押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をお願いします。
- (8) 売払物品の引取り等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とします。
- (9) 売払物品の引取に際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (10) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (11) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
 〒440-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1
 陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：永井
 TEL：0533-86-3151 内線：3337
 FAX：0533-84-7850 (直通)
- (12) 品物に関する問い合わせ先
 〒440-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1
 陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 担当：松永
 TEL：0533-86-3151 内線：3371
- 本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊
 陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊
 陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊
 陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊
 陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

仕 様 書

品 名	バッテリー屑	作成年月日	6. 3. 5
		売 払 番 号	売払ー10
		部 隊 名	豊川駐屯地業務隊 管理科 松永2曹

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊豊川駐屯地におけるバッテリー屑売払について規定する。

2 売払物品・数量等

別紙「内訳表」のとおり

3 留意事項

- (1) 不明な点は事前に確認し、疑義が生じないようにする。
- (2) 引き取り作業終了後速やかに示された書類を提出する。

4 提出書類

受領書 2部(様式は官側が示す)

5 その他

本仕様書以外で不明な点があれば官側と事前調整し、その指示による。

内訳表

2」
別紙

規格	重量 (k g)	現在数(個)	総重量(kg)
40B19L	8	1	8
40B19R	8	3	24
55B24R	12	6	72
85D26L	17	1	17
80D26R	16	64	1024
85D26R	17	14	238
105D31R	21	56	1176
115D31R	20	10	200
130E41R	26	34	884
145F51	30	35	1050
150F51	19	16	304
155G51	35	22	770
170F51	35	10	350
245H52B	56	2	112
		以下余白	
合計		274	6229

